

令和4年度第2回川崎市社会教育委員会議 定例会

日 時 令和4年7月27日(水)
18:30～20:30
場 所 生涯学習プラザ 401大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 報告事項
 - ① 専門部会報告について 【資料1】
- 3 協議事項
 - ① 「市民館・図書館の管理・運営の考え方(案)」及び「(仮称)川崎市民館・労働会館 管理運営計画(案)」に対する意見聴取について
【資料2-1】
【資料2-2】
【資料2-3】
【資料3】
- 4 その他
- 5 閉会

令和4・5年度 川崎市社会教育委員会議委員名簿

R4.5.1 現在

選出区分	氏名	役職名
市内校長会	モリシマ ヨシコ 森 島 美 子	小学校校長会 (日吉小学校 校長)
	ワタナベ ノブヒロ 渡 邊 信 博	中学校校長会 (宮前平中学校 校長)
	イワキ マサシ 岩 木 正 志	高等学校校長会 (川崎高等学校 校長)
市内社会教育関係団体推薦	カナマル テルミツ 金 丸 照 光	川崎市PTA連絡協議会 副会長 (多摩区PTA協議会 会長)
	イシムラ タクヤ 石 村 卓 也	川崎地域連合 (川崎市教職員組合 執行委員長)
	シモダ リョウイチ 下 田 良 一	川崎市総合文化団体連絡会 理事
	タンノ ノリカズ 丹 野 典 和	公益財団法人川崎市スポーツ協会 専務理事
	ヤマモト ヨウコ 山 本 洋 子	川崎市地域女性連絡協議会 理事
	イシカワ カク 石 川 閣	川崎市全町内会連合会 会計監査 (向丘地区連合自治会 会長)
	マチダ マサフミ 町 田 順 文	川崎市幼稚園協会 (初山幼稚園 園長)
	オオツ ヒロユキ 大 津 博 之	川崎市青少年育成連盟 理事 (川崎市子ども会連盟 副連盟長)
	タカモリ ヤスヒロ 高 森 康 広	川崎市地域教育会議議長会 (多摩区地域教育会議 議長)
市民委員	イグチ カホ 井 口 香 穂	市民公募
	アキモト エイスケ 秋 元 英 輔	市民公募
家庭教育	オクダイラ トオル 奥 平 亨	NPO 法人ファザーリングジャパン
	カワムラ マリコ 河 村 麻 莉 子	NPO 法人子育て支えあいネットワーク満
学識経験者	タンマ ヤスヒト 丹 間 康 仁	千葉大学 教育学部 准教授
	ナカムラ カオリ 中 村 香	玉川大学 教育学部 教授
	ナガオカ チズコ 長 岡 智 寿 子	田園調布学園大学 人間科学部 准教授
	ワダ ユウ 和 田 悠	立教大学 文学部 教授

令和4・5年度 川崎市社会教育委員会議委員 事務局名簿

	氏名	役職名
事務局	キシ タケジ 岸 武二	生涯学習部長
	ハコシマ コウイチ 箱島 弘一	生涯学習部生涯学習推進課長
	ヤマグチ ヒロム 山口 弘	生涯学習部生涯学習推進課担当課長 (事業調整担当)
	カキモリ アツミ 柿森 篤実	生涯学習部生涯学習推進課担当課長 (施設整備担当)
	ニヘイ ユウジ 二瓶 裕児	生涯学習部地域教育推進課長
	タケシタ ケン 竹下 研	生涯学習部文化財課長
	セキ ヒロシ 関 裕史	生涯学習部生涯学習推進課担当係長 (管理・振興担当)
	サイトウ リョウヘイ 齋藤 遼平	生涯学習部生涯学習推進課 (管理・振興担当)
	コバヤシ ミホ 小林 美帆	生涯学習部生涯学習推進課 (管理・振興担当)
	ヤギオ ナツエ 柳尾 奈津江	生涯学習部生涯学習推進課 (管理・振興担当)

改正

昭和26年8月15日条例第36号

昭和28年4月1日条例第14号

昭和32年3月29日条例第12号

昭和34年8月3日条例第23号

昭和42年3月23日条例第18号

昭和46年12月24日条例第61号

昭和47年3月28日条例第38号

昭和49年3月30日条例第34号

平成26年3月27日条例第17号

川崎市社会教育委員条例

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の事由あるときは、委員会は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱し、又は解任することができる。

5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

6 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

附 則

1 この条例は、昭和24年7月1日から、これを適用する。

附 則（昭和26年8月15日条例第36号）

この改正条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和28年4月1日条例第14号）

この条例は、昭和28年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和28年6月1日から

施行する。

附 則（昭和32年 3 月29日条例第12号）

この条例は、昭和32年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和34年 8 月 3 日条例第23号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年 5 月 1 日から適用する。

附 則（昭和42年 3 月23日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和42年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和46年12月24日条例第61号）

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和47年 3 月28日条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則（昭和49年 3 月30日条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和49年 6 月10日規則第69号で昭和49年 7 月 2 日から施行。ただし、川崎市立中原公民館に係る改正部分は昭和49年 6 月15日から施行）

（川崎市立公民館使用条例の廃止）

- 2 川崎市立公民館使用条例（昭和24年川崎市条例第33号）は、廃止する。

附 則（平成26年 3 月27日条例第17号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

改正

平成12年 2月 1日教育委員会規則第 3号

平成26年 3月26日教育委員会規則第 5号

平成28年 1月28日教育委員会規則第 1号

川崎市社会教育委員会議規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和24年川崎市条例第34号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選出区分)

第 1 条の 2 条例第 2 条第 2 項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に設置された学校の長
- (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

(議長及び副議長)

第 2 条 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各 1 名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第 3 条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月 1 回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

第5条 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第6条 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 2 月 1 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

附 則（平成26年 3 月26日教委規則第 5 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 1 月28日教委規則第 1 号）

この規則は、平成28年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成28年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

専門部会	所掌事務	委員の定数	委員の構成
教育文化会 館専門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経 験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する 活動を行う者
幸市民館専 門部会	館における各種の事業の 企画実施について調査審 議すること。	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から 推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経

			<p>験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
中原市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
高津市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
宮前市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の長</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
多摩市民館	館における各種の事業の	10人以内	(1) 区内に設置された学校の長

専門部会	企画実施について調査審議すること。		<ul style="list-style-type: none"> (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
麻生市民館 専門部会	館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に設置された学校の長 (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
図書館専門 部会	館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民 (4) 学識経験者 (5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者
青少年科学 館専門部会	館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市内に設置された学校の教育職員 (2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者 (3) 市内在住の自然科学に関する知

			<p>識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
日本民家園 専門部会	園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。	10人以内	<p>(1) 市内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p> <p>(5) 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者</p>
有馬・野川生涯学習支援 施設専門部会	施設の運営について調査審議すること。	8人以内	<p>(1) 区内に設置された学校の教育職員</p> <p>(2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者</p> <p>(3) 区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>
青少年教育 施設専門部会	各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。	15人以内	<p>(1) 市内の小学校及び中学校の教育職員</p> <p>(2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者</p> <p>(3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民</p> <p>(4) 学識経験者</p>